

令和 2 年 1 月 17 日

九州厚生局における「地域共生社会」の構築 に向けたこれまでの取り組み

2020年1月17日



厚生労働省 九州厚生局

厚生労働本省等における地域共生社会の実現 に向けた検討状況等

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置
7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

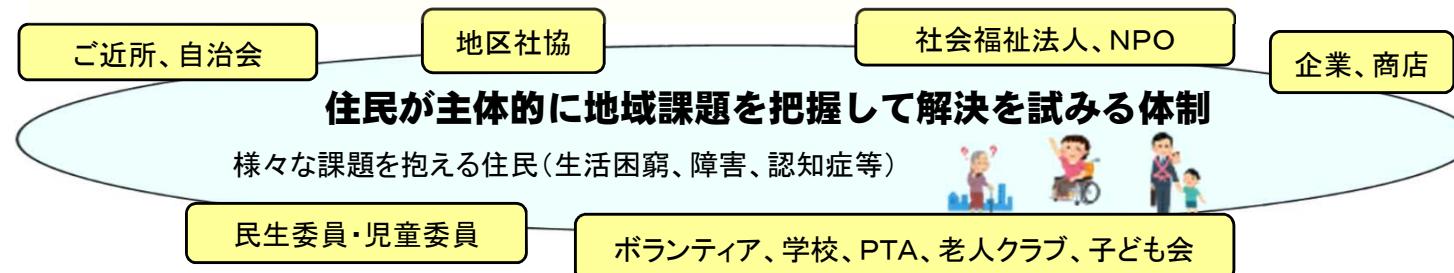
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

住民に身近な圏域

市町村域等

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円 (200自治体)
26億円 (150自治体)
20億円 (100自治体)

地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。



相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
池田 洋光	高知県中土佐町長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から）
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事

田中 滋	埼玉県立大学 理事長
知久 清志	埼玉県福祉部長
野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表 植草学園大学 客員教授
原田 正樹	日本福祉大学 副学長
平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで）
堀田 智子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
本郷谷 健次	千葉県松戸市長
宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
◎ 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

- | | | |
|-------|-----------------|-----------------------------------|
| (第1回) | 2019年 5月16日 (木) | 地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について |
| (第2回) | 2019年 5月28日 (火) | 関係者からのヒアリング等 |
| (第3回) | 2019年 6月13日 (木) | 包括的な支援について① |
| (第4回) | 2019年 7月 5日 (金) | 包括的な支援について② |
| (第5回) | 2019年 7月16日 (火) | 中間とりまとめ案について |
| (第6回) | 2019年10月15日 (火) | 新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング |
| (第7回) | 2019年10月31日 (木) | 包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング |
| (第8回) | 2019年11月18日 (月) | これまでの議論をふまえた整理 |
| (第9回) | 2019年12月10日 (火) | 最終とりまとめ案について |

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<p>○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化</p>	<p>○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</p>	<p>○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</p>

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的実施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を發揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とする必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

九州厚生局におけるこれまでの取組

地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

九州厚生局における地域共生社会構築の取組

趣 旨

- 昨年11月に、九州・沖縄管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の支援を進めるため、厚生労働省九州厚生局内に「地域共生社会推進本部」を設置。
- 令和元年5月に、自治体・関係団体・有識者が参画する「九州厚生局地域共生社会推進会議」を設置。

九州厚生局地域共生社会推進本部

(平成30年11月1日設置)

本部長：九州厚生局長

本部長代理：健康福祉部長
総務管理官
指導総括管理官

本部員：
総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、
管理課長、関係各課長補佐等

（所掌事務）

- ・管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組を支援するための企画、立案及び調整に関すること。

当面の活動について

1 優良事例・ノウハウの横展開の推進

必要なサービス等が十分に整備されていない以下の課題に特に重点的に取り組むことし、各県等と連携しつつ、優良事例サイトの創設、表彰の実施、アドバイザーの登録・派遣、セミナー等の開催により、市町村等の取組を支援する。

- ① 地域包括ケアシステムに関する取組
- ② 生活困窮者支援に関する取組
- ③ 障害者の地域生活支援に関する取組
- ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組
- ⑤ その他、地域共生社会構築に関する取組

2 他省庁と連携した取組の推進

市町村等の取組を支援していくに際して、各省庁の地方支分部局と以下の観点からの情報共有を進めるとともに、連携したマッチング支援事業を行う。

- ① 総務省九州総合通信局（ICT・IOTの利活用）との連携
- ② 経済産業省九州経済産業局（ICT等の先端技術の利活用）との連携
- ③ 農林水産省九州農政局（農福連携）との連携
- ④ 国土交通省九州地方整備局（居住支援）との連携
- ⑤ 国土交通省九州運輸局（移動支援）との連携

3 「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の創設

九州・沖縄管内の自治体・民間団体・企業・大学・N P O等が自律的・恒常にマッチングの取組を進めることができるよう、「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」を創設する。

4 地域共生社会の構築に向けた研究大会の開催（H31.3.9）

今後の九州・沖縄全域における地域共生社会構築に向けた取組を加速させるため、「地域共生社会の構築に向けた九州・沖縄研究大会」を開催。

九州厚生局における地域共生社会の構築に係る業務体制

【平成30年11月1日設置】

地域共生社会推進本部

本部長局長

本部長代理 健康福祉部長、総務管理官、
指導総括管理官

推進本部事務局 (事業企画部門)

局長 総務管理官

局長代理 企画調整課長、健康福祉課長、
地域包括ケア推進課長

(庶務:企画調整課)

両部門一体的実施

【平成31年4月1日設置】

地域共生社会推進室 (事業実施部門)

室長 健康福祉部長

次長 企画調整課長、健康福祉課長、
地域包括ケア推進課長
室員 管理課長

企画調整課関係職員
健康福祉課関係職員
地域包括ケア推進課員
管理課関係職員

(庶務:地域包括ケア推進課)

九州厚生局地域共生社会推進会議の概要

○ 目的

管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の更なる推進を図ること

○ 検討事項

地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組への具体的な支援策の検討

※ 優良事例サイトの創設、優良事例の表彰、アドバイザーの登録・派遣、セミナーの開催 等

○ 主な支援対象分野

地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者支援、障害者の地域生活支援、高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施、地域共生社会構築のための市町村の総合的な取組体制整備

○ 事務局及び開催日時

九州厚生局（第1回 令和元年5月31日開催、第2回 令和2年1月開催予定）

【構成員】

自治体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、福岡県大牟田市、大分県杵築市

医療・介護・福祉関係団体

福岡県医師会、大分県歯科医師会、熊本県薬剤師会、長崎県看護協会、全国老人福祉施設協議会、
大分県手をつなぐ育成会、福岡県社会福祉協議会

有識者（敬称略）

NPO法人抱樸理事長 奥田 知志

佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局長 牧瀬 稔子

内閣府障害者政策委員会委員長代理 三浦 貴子

長崎大学医学部地域包括ケア教育センター長 永田 康浩

第1回九州厚生局地域共生社会推進会議を、令和元年5月31日に開催。

1 継続的な意見交換・情報共有について

推進会議の構成員によるメーリングリストを活用して意見交換を隨時進めていく。

2 官民ネットの創設について

- ・推進会議の構成員に加え、地域共生社会の取組に意欲的又は関心を持っている自治体や医療・介護・福祉関係団体、関連する知見を有している大学等学識機関及び学識者、関連するノウハウを保持している民間企業及び個人等について、参加を依頼。
- ・創設メンバー（40名）をまとめ、9月末から運用開始。
- ・今後は、積極的な情報発信・情報共有を図りながら、さらに会員を募り、支援の需要と供給のマッチングツールとして、その輪を広げていく。

3 重点実施事項の決定推進について

九州・沖縄全体として重点的に取り組むべき地域共生の取組について、重点実施事項として推進会議において決定。
各県等と連携しながら取組を進めていく。



第1回会議の様子

優良事例・ノウハウの横展開の推進

地域包括ケアシステム、生活困窮者支援、障害者の地域生活支援、高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施などの事業について、各県等と連携しつつ、以下により、優良事例サイトの創設、表彰の実施、アドバイザーの登録・派遣、セミナー等の開催により、市町村等の取組を支援する。

1 優良事例サイトの創設

地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業者等の事例収集を行い、わかりやすい内容等に整理した上で、九州厚生局ホームページに優良事例サイト※を創設する。

- ・地域包括ケアシステム関係は、令和元年5月に開設。地域共生関係についても、本年内に開設予定。

※https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/caresystem_kyosei_torikumi.html

2 表彰の実施

地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業者の公募を行い、九州厚生局長表彰を実施し、その取組を幅広く紹介し、横展開を推進する。

- ・地域包括ケアシステム関係は、平成31年3月から各県を通じて公募し、本年8月に表彰。地域共生関係については、令和2年度に地域包括ケアシステム関係と合同で表彰予定。

3 アドバイザーの登録・派遣

地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業者の職員や有識者をアドバイザーとして登録（現在32名を九州厚生局ホームページに公開※）し、九州・沖縄管内の支援を希望する市町村等に対して、それぞれの市町村等の課題に即したアドバイザーを派遣し支援を行う。

※https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/adviser_00001.html

4 セミナー等の開催

各事業の自治体関係者、医療・介護・福祉等事業者等が参加するセミナー・フォーラム・研修会を各地で開催し、それぞれが抱える課題解決に向けた意見交換やノウハウなどの情報共有の場として提供する。

九州・沖縄地域包括ケア大賞

本年8月に福岡県春日市において、九州・沖縄管内の市町村職員・社協職員等を対象として、「九州・沖縄地域包括ケア推進フォーラム」を開催しました。

また、地域の実情に応じた優れた取組を行っている管内の市町村、事業実施者について、その取組を広く紹介し、その横展開を促進するため、「九州・沖縄地域包括ケア大賞」として、九州厚生局長から表彰を行いました。

【フォーラムの様子】



老健局長による基調講演



受賞者全員での記念撮影



パネリストによるトーク

○ 表彰選考結果

【市町村の部】

大賞 …… 宮崎県日向市（地域ケア個別会議を核とした各事業の連動による効果促進）

優秀賞 … 大分県国東市、熊本県御船町

部門賞 … 熊本県長洲町、長崎県島原市、福岡県古賀市、福岡県中間市

【団体の部】

大賞 …… 佐賀県嬉野市ごましお健康くらぶ（社会福祉法人の車両を活用し、公共施設での介護予防と買物支援）

優秀賞 … 鹿児島県鹿屋市社会福祉協議会、福岡県中間市南校区まちづくり協議会

鹿児島県出水市米ノ津東地区コミュニティ協議会

特別賞 … 沖縄県宜野湾市(株)薬正堂すこやか薬局

九州・沖縄地域包括ケア推進フォーラム（九州厚生局ホームページ）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/r1forum_2019001.html

九州厚生局 地域共生セミナー

本年6月に福岡市、7月に熊本市において、九州・沖縄管内の市町村職員・社協職員等を対象として、高齢者の移動手段の確保について安心して買い物等できるよう、交通行政や地域住民と福祉行政等の連携のあり方について考えることを目的に「地域資源を活用した移動支援」をテーマとした地域共生セミナーを開催しました。（福岡市での参加者は132名、熊本市での参加者は100名）

また、10月には農業と福祉の連携をテーマに熊本市で、ヘルスケアサービスをテーマに福岡市でそれぞれ地域共生セミナーを開催しました。

【熊本市でのセミナーの様子】



九州運輸局による行政説明



講師による実例報告



グループワークの様子

【今後の地域共生セミナー開催予定】

テーマ：地域共生社会の実現に向けたヘルスケアサービスの活用

1月24日（金）かごしま県民交流センター

テーマ：農業と福祉の連携

2月14日（金）大分県庁会議室

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に係る自治体等研修

九州厚生局管内の各県における地域共生社会の実現に向け、自治体職員及び社会福祉協議会等の関係機関の職員間の情報共有やネットワークを構築することを目的として、各県単位で自治体職員及び社会福祉協議会等の関係機関の職員向けに研修会を開催しています。

本年度は、福岡県・長崎県・宮崎県・沖縄県で開催、あわせて177名の参加があり、厚生労働省からの行政説明、有識者による基調講演、グループ討議などを行いました。令和2年度には佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県で開催する予定で、令和3年度以降も継続していきたいと考えております。

また、研修会終了後に、希望する事業者等に対して、地域共生マッチング支援事業に係る個別ヒアリングを実施しています。

【本年8月2日に宮崎県で開催した第1回自治体等研修の様子】（参加者48名）



厚生労働省社会・援護局による行政説明



基調講演の様子



グループ討議の様子

マッチング支援事業(他省庁との連携)

自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。

2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。

また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

住宅×福祉の連携を促す取組(九州地方整備局との連携①)

昨年度より、両省共同で、市町村等での連携政策創りを応援する「『地域包括ケア等×住宅建築ストック』政策クラフトルーム」を企画運営。昨年8月のセミナーを皮切りにスタート

- 両省による趣旨説明
- 有識者による講演
- 参加者による意見交換

【参加者 約40名】

※自治体の両分野の職員のほか、
福祉法人も参加

持続可能な「地域共生社会」の実現と、空き家問題の対応などは、各分野の喫緊の課題。
両分野の資源を有効活用して「Win-Win」の関係の中で連携政策を創っていくことが重要！
当企画に参加してみませんか？



住宅×福祉の連携を促す取組(九州地方整備局との連携②)

10月からは、個々の市町村と、具体的なディスカッションを始めていきます。今後も続けていきます。

第1回 (H30.10月) 第2回 (H31.1月)

第3回 (H31.3月) 第4回 (R1.7月)

まずは、自分のまちの状況を把握しましょう！
あなたのまちは、どんなまち？

「思い込み」「イメージ」ではなく、客観的に
データから把握してみましょう！



長崎市と和やかに検討中



基山町と真剣に検討中

前回のアドバイスを一部「いただき」！
早速、事業化しようとして、鋭意進めています。

【参加5自治体】
大牟田市・大川市・うきは市・基山町・長崎市

「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の概要

趣 旨

- 自治体や医療・介護・福祉関係団体が抱える課題と取組が先行している自治体や関係団体、民間企業等のノウハウ、知見を有している大学等とのマッチングを図るため、それらの者を会員としたネットワークを構築し、会員間での課題解決に向けた意見交換や情報の共有、マッチングを自律的・恒常的に行う仕組みを創設する。
- マッチング成立後、他の自治体等への横展開が可能なものについては、官民ネット内で共有するとともに、優良事例として九州厚生局ホームページに公開するなど、九州・沖縄管内の地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図るためのツールの一つとして活用する。

会 員

地域共生社会の取組に関して、

- 意欲的な自治体や医療・介護・福祉関係団体
- 課題を抱えている自治体や医療・介護・福祉関係団体
- 知見を有している大学等学識機関
- ノウハウを保持している民間企業、医療機関、福祉施設 など広く募る。



運用開始までのスケジュール

- R1.5.31 九州厚生局地域共生社会推進会議（創設までの進め方、運用方法、会員拡大の方策等を検討）
- R1.6 官民ネット創設に向けた広報及び会員の募集（九州厚生局HPへの掲載、自治体等への働きかけ）
運用ルールの策定（管理方法、運用方法など）
- R1.7中旬 初期会員の確定及びメーリングリストによるネットワークの構築
※専用のネットワークシステム導入について、運用開始後も引き続き検討
- R1.9末 運用開始
※会員募集は引き続き行い、マッチングにつながる輪の拡大を図っていく
- R2上半期 第1回官民ネット総会の実施予定

自治体・社会福祉協議会等に依頼する広報媒体(広報誌等への掲載のお願い)

 厚生労働省九州厚生局は地域共生社会の構築に向けた取組を推進しています。

地域共生社会とは

- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

九州厚生局における地域共生社会構築に向けた取り組み

- 九州厚生局においては、地域包括ケアシステム、生活困窮者支援、障害者の地域生活支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの事業について、地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業所等の事例を優良事例として紹介するためのサイトの創設や、支援を希望する市町村等に対して、優れた取組を行っている市町村・事業者の職員や有識者をアドバイザーとして派遣するなど、優良事例・ノウハウの横展開を推進しています。
- さらに、自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国交省、農水省、総務省、経産省）の地方支部部局と連携・情報交換を行うとともに、関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援（住居支援・移動支援・農福連携支援・ICT利活用支援）事業を行っています。

4つのマッチング支援事業

居住支援
(国交省九州地方整備局との連携)

自治体（市町村）からヒアリングを行い、各分野が持つ資源や情報力を有効活用した実効性のある具体的な地域政策を共に検討するなどの支援を行います。

※ 平成30年10月から、「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加しています。

移動支援
(国交省九州運輸局との連携)

移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行います。

農福連携支援
(農水省九州農政局との連携)

福祉関係事業者（障害者就労継続支援事業所、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、ヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行います。

ICT利活用支援
(経産省九州経済産業局、総務省九州総合通信局との連携)

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州経済産業局や九州総合通信局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行います。

※マッチング支援を希望される自治体や事業者は、九州厚生局地域共生社会推進室（092-432-6784）まで、お問い合わせ下さい。

 厚生労働省九州厚生局は、地域包括ケアシステムアドバイザーの派遣を行います。

九州厚生局では、九州・沖縄管内の地域包括ケアシステムの支援を希望する市町村及び事業者に対して、それぞれの市町村等の課題に即したアドバイザーを派遣します。

この機会に個別相談や研修会・講演会などへのアドバイザー派遣を積極的に検討して下さい。

アドバイザーによる支援項目（例）

- (1) 介護予防・日常生活支援事業
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 地域ケア会議
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業
- (5) 認知症総合支援事業
- (6) 権利擁護（成年後見・介護相談員等）
- (7) 生活支援体制整備事業
- (8) その他

アドバイザー派遣の経費（諸謝金、旅費等）については、依頼者による負担とさせていただきます。なお、地域医療介護総合確保基金が活用できる場合もあります。詳しくは、九州厚生局地域共生社会推進室（092-432-6784）までお問い合わせ下さい。

※地域共生社会の実現に向けたアドバイザーの派遣については、今秋を目途にご案内する予定です。

アドバイザーの派遣までの流れ、アドバイザーリスト、申し込みの様式等の詳細は九州厚生局ホームページをご覧ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/adviser_00001.html
九州厚生局 > 業務内容 > 地域包括ケア推進課 >
九州厚生局 地域包括ケアシステムアドバイザー派遣について

※ご不明な点は九州厚生局地域共生社会推進室（092-432-6784）までお問い合わせ下さい。